

各 位

江別市健康福祉部障がい福祉課長

障害支援区分の更新に係る臨時的な取扱いの延長等について（通知）

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、心よりお礼申し上げます。

さて、障害支援区分の更新に係る臨時的な取扱い（障害支援区分の更新の際に必要な認定調査を実施せずに、障害福祉サービスを引き続き利用可能とする取扱い）については、令和 2 年 5 月 12 日付け 2 福祉第 113 号において通知したところでありますが、当該臨時的な取扱いは、在宅にて生活している方のうち、障害福祉サービス受給者証の期限が令和 2 年 10 月末までの方を対象としており、令和 2 年 11 月以降の方については対象外としていたところですが、

しかしながら、今般、新型コロナウイルス感染者は急増し、特に札幌市をはじめ道内各地域の障害者施設等において集団感染が発生している状況であり、未だ収束の兆しが見えないところです。

つきましては、このような状況に鑑み、在宅にて生活している方を対象として、下記のとおり臨時的な取扱いを延長することとし、また合算する月数も追加することとしますので、ご承知おきいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 変更点

No.	対象者	対象となる受給者証の期限	合算する月数
(1)	・ 入所施設に入所している方 ・ 共同生活援助に入居している方 ・ 病院に入院している方	令和 2 年 5 月末～ 令和 3 年 3 月末	一律 12 ヶ月
(2)	・ 在宅にて生活している方	令和 2 年 5 月末～ <u>令和 2 年 10 月末</u>	一律 <u>6</u> ヶ月
		令和 2 年 5 月末～ <u>令和 3 年 3 月末</u>	一律 <u>12</u> ヶ月 (※)

(※) 本通知に係る取扱い以前に 6 ヶ月延長した方については、更に 6 ヶ月を合算（通算 12 ヶ月）しますので、改めて、現在の有効期限から 6 ヶ月延長した受給者証を送付します。

2 適用期間

本通知日から適用し、令和 3 年 3 月 31 日までの取扱いとする。

(裏面に続く)

3 留意事項

本通知以外に係る臨時的な取扱いについては、なお令和2年5月12日付け2福祉第113号通知のとおりとする。

(障がい福祉係)